

2014年4月1日

サンフレンズ上井草支援センター 居宅介護支援利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と事業者である社会福祉法人サンフレンズ（以下、「サンフレンズ」といいます。）は、サンフレンズが運営する事業所であるサンフレンズ上井草支援センター（以下、「事業所」といいます）が利用者に提供する居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 サンフレンズは、利用者の委託を受けて、介護保険法等関係法令の定めるところにより、事業所に業務を担当させ、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は_____年____月____日から、第13条の規定により契約が解除または終了されるまでとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員（ケアマネジャー）（以下、「介護支援専門員」といいます。）を置き、利用者に対するサービスを担当させ、利用者とその氏名を文書で通知します。

2 事業所は、利用者に対して、担当する介護支援専門員を変更した場合にも同様に通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画（ケアプラン）（以下、「居宅サービス計画」といいます。）を作成します。

2 利用者の居宅を訪問し、利用者および利用者の家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

3 当該地域におけるサービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者に提供し、利用者のサービスの選択を支援します。

4 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

5 利用者および利用者の家族、サービス提供事業者、主治医等を集めたサービス担当者

会議を開催し、居宅サービス計画原案の検討・修正を行います。

- 6 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 7 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察・評価）

第5条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 2 利用者および利用者の家族と継続的に連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 3 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等との連絡調整を行います。
- 4 利用者の状態について定期的に評価（モニタリング）を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

（施設入所への支援）

第6条 事業所は、利用者が居宅における日常生活を行うことが困難になり介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

（居宅サービス計画の変更）

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

（給付管理）

第8条 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第9条 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業所は、利用者の申し出がある場合は、その意思をふまえて要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業所は、居宅介護支援サービスの提供に関する記録（以下、「サービス提供記録」といいます。）を整備し、契約の解除・終了後2年間保存します。

2 利用者は、事業所に対し、本人のサービス提供記録の閲覧を求めることができます。この場合、事業所は、サービス提供記録の閲覧に応じます。

3 利用者は、事業所に対し、本人のサービス提供記録の写しの交付を求めることができます。この場合、事業所は、サービス提供記録の写しを利用者に交付します。

4 サービス提供記録の閲覧は無料とし、写しの交付に要する実費相当額は、利用者が負担します。

5 第13条第1項から6項の規定により、利用者または事業所がこの契約の解除を申し入れ契約解除となる場合、利用者から申し出があるときは、事業所は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業所が提供する居宅介護支援サービスに対する料金規定は、重要事項説明書のとおりです。

(利用料金の変更)

第12条 事業所は、利用者に対して、介護保険の給付に関する制度の変更があったとき、または提供する居宅介護支援サービスの内容を変更しようとするときは、1か月以上前に文書により利用料金の変更を申し入れることができます。

2 利用者が利用料金の変更を承諾するときは、この契約は継続します。この場合、事業所は、利用者に対し、変更後の利用料金を記載した重要事項説明書により、説明をします。

3 利用者は、利用料金の変更を承諾しない場合、次条第1項により、この契約を解除することができます。

(契約の解除・終了)

第13条 利用者は、サンフレンズに対して、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合、申し入れた時に契約解除となります。

2 サンフレンズは、正当な理由がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、サンフレンズは当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 サンフレンズは、利用者または利用者の家族が事業所や事業所の職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、この契約を解除することができます。

この場合、サンフレンズは、利用者に対して7日以上前に文書で予告することとします。

- 4 サンフレンズは、やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または居宅介護支援サービスを廃止もしくは縮小するとき、この契約を解除することができます。
- 5 利用者が、要介護認定の更新で「非該当（自立）」または「要支援1」「要支援2」と認定されたときは、要介護認定の有効期間満了日をもってこの契約は終了します。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者とはサンフレンズとが、この契約を更改したとき。
 - (2) 利用者が他の居宅介護支援事業者へ依頼する旨の「居宅サービス計画作成依頼変更届書」を保険者に提出したとき。
 - (3) 利用者が、介護保険施設等に入所したとき。
 - (4) 利用者が、介護保険の被保険者資格を喪失したとき。
 - (5) 利用者が、死亡したとき。

(苦情の申し立て等)

- 第14条 利用者および利用者の家族は、事業所が提供する居宅介護支援サービスまたは居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関して、いつでも意見・要望・苦情窓口にて苦情の申し立てまたは意見・要望の申し入れができます。この場合、事業所はすみやかに事実関係を調査し、その結果および改善の必要性の有無、ならびに改善の必要があるときは、その改善の方法について、利用者および利用者の家族に報告します。
- 2 事業所は、利用者または利用者の意向を受けた民間または自治体オンブズマン等から調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けるとともに、必要な資料の提供等の協力をします。
- 3 事業所は、利用者および利用者の家族からの意見・要望・苦情またはオンブズマン等による調査の申し入れ等がなされたことをもって、利用者および利用者の家族に対し、いかなる差別もしません。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、個人情報の適正な取り扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』、その他関連法令等ならびに社会福祉法人サンフレンズが定める『個人情報保護規程』を遵守します。
- 2 事業所は、収集・保有する利用者および利用者の家族の個人情報の利用目的を明確にし、原則として本人の同意を得た上、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用および第三者へ提供します。
- 3 事業所の職員は、正当な理由がない限り、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族の秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。

4 事業所は、事業所の職員等が、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者および利用者の家族の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

（身分証携行義務）

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（損害賠償）

第17条 サンフレンズは、サービスの提供にともなって、事業所または事業所の職員が、故意または過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えたときは、利用者に対して、その損害を賠償します。

2 利用者は、故意または重大な過失により、事業所および事業所の職員の生命・身体・財産に損害を与えたときは、事業所および事業所の職員に対して、その損害を賠償します。

（裁判管轄）

第18条 利用者およびサンフレンズは、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

（契約に定めのない事項）

第19条 利用者およびサンフレンズは、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者とサンフレンズの双方が誠意を持って協議します。

この契約を証するため、利用者とサンフレンズは、署名、押印した契約書を2通作成し、利用者とサンフレンズが1通ずつ保有します。

【契約年月日】

年 月 日

【契約者】

(事業者) 事業者名 社会福祉法人サンフレンズ
所在地 東京都杉並区松ノ木三丁目16番12号
代表者 理事長 安藤 雄太

この契約に定める担当事業所

事業所名 サンフレンズ上井草支援センター
(介護保険事業者番号：1371500149)
所在地 東京都杉並区上井草三丁目33番10号
責任者 所長 山本 智

(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印

(家族・親族) 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人を選定する場合
(代理人) 利用者との続柄・関係 _____
住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との続柄・関係 _____